

福江島外への車両の持ち出しに関する規定

GOTO rental car

数あるレンタカー店の中から GOTO rental car（以下「当店」とします。）をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当店では、お客様に安心してサービスを利用していただくために福江島外への車両の持ち出しに関する規定（以下「本規定」とします。）を定めております。ご利用前に本規定をご確認ください。

第1条（目的）

本規定は、当社が貸渡すレンタカー（以下「貸渡車両」とします。）について、福江島外への貸渡車両の持ち出しに関する条件を定め、貸渡車両の管理ならびに事故や故障が発生した際の対応および円滑な業務の遂行を図ることを目的とします。

第2条（福江島外への持ち出し）

借受人は、当店の事前の承認なく、貸渡車両を福江島外へ持ち出してはならないものとします。

2．当店は、借受人から、貸渡車両の移送手段、目的地、持出期間、利用目的、その他情報を事前に申告を受けたうえで福江島外への持ち出しの可否を判断します。

3．借受人は、原則として予約の1週間前に Mail、LINE、WhatsApp による電磁的方法で申告するものとします。ただし、申告を持って持ち出しが承認されたものとはみなされないものとします。

4．当店は Mail、LINE、WhatsApp による電磁的方法を用いて、承認を通知するものとします。

5．当店の承認を受けた場合でも、承認された目的地、持出期間などの利用条件を超えて貸渡車両を使用することはできないものとします。

6．承認後に変更が生じる場合、速やかに当店へ電話にて連絡し、当店の承認を再度受ける必要があります。

第3条（船舶への積載）

借受人は、福江島外への持ち出しを希望する場合、原則として事前に当店へ申し出て、利用する船舶の運行状況、運行時間、予約内容等を確認し、当店へ報告する必要があります。

2．船舶への積載で発生する車両航送費は借受人の負担とします。

3．当店は承認後であっても、台風または波浪その他の理由により、船舶の欠航または遅延が発生し、安全な移動または貸渡車両の適切な管理が困難だと判断した場合、借受人に理由を説明したうえで福江島外への貸渡車両の持ち出しの承認の取消しまたは条件を変更する場合があります。

4．持出期間中に台風または波浪その他の理由により、船舶が欠航または遅延し、返却場所まで貸渡車両を移動できず、返却日時までに返却ができない可能性がある場合、速やかに当店へ電話にて連絡するものとします。

5．返却日時の変更および追加料金の支払いについては、貸渡料金表に従うものとします。

第4条（無断持ち出し）

借受人が事前に当店の承認を得ずに貸渡車両を福江島外へ持ち出したことが発覚した場合、当店は、違反の内容、危険性、その他の事情を考慮し、貸渡車両の返還を求め、貸渡契約の解除その他の措置を講じる場合があります。

第5条（規定違反）

借受人の本規定の重大な違反または過失により、当店の損害が発生した場合、貸渡約款および法令に則り、その責任を負うものとします。

2. 当店は本規程の違反により損害賠償を請求する場合、請求の理由または損害の金額の算定根拠を可能な範囲で明示した書面により借受人へ通知するものとします。
3. 故障や事故に関する書類は、当店の定める方法により適切に保管するものとします。

第6条（故障および事故の対応）

福江島外での故障、事故が発生した場合、借受人は、自身と周囲の安全確保を行い、速やかに当店へ電話にて連絡し、その指示に従うものとします。

2. 人身事故が発生した場合、借受人と被害者の安全と人命を確保したうえで、警察や救急・消防へ連絡し、適切に対処する義務があります。
3. 物損事故が発生した場合、地震と周囲の安全を確認したうえで、警察へ連絡し、適切に対処する義務があります。
4. 借受人は、当店の承認を得ることなく、貸渡車両の移動、修理、廃車、その他の対応について、独自の判断で行動しないものとします。ただし、安全確保や人命の救出等緊急性が高い場合は、この限りではありません。
5. 故障や事故に伴う貸渡車両の移動、回収、保管、船舶への積載その他の費用については、故障や事故の原因を精査および調査したうえで負担額を判断し、請求するものとします。
6. 当店の責めに帰すべき事由による場合を除き、借受人の過失によって発生した費用は、借受人の負担とします。

第7条（保険および補償）

福江島外での利用に際して、当店の加入する保険の範囲で補償が適用されます。

2. 保険の補償の適用対象外となる損害については、損害の発生原因を精査または調査したうえで、その責任を判断し、借受人に負担額を請求するものとします。

第8条（本規程の説明と同意）

借受人は、福江島外への貸渡車両の持ち出しを申し込むにあたり、本規程の内容について説明を受け同意書に署名するものとします。

2. 当店は、前項の同意を確認するために、同意書を二部作成し、当店および借受人がそれぞれ一部ずつ保管するものとします。
3. 同意書には、借受人の氏名、住所、電話番号、貸渡車両、貸渡期間、持出期間、目的地、署名日等を記載するものとします。
4. 同意書は、契約に関連する記録として、当店の定める方法により適切に保管するものとします。

お問い合わせ先

本規定に関するお問い合わせは、以下の連絡先までお願いいたします。

事業所名	GOTO rental car
------	-----------------

責任者	畠山 拓巳
営業時間	9:00～18:00
所在地	〒853-0052 長崎県五島市松山町 181-1
電話番号	090-1164-2562
メール	510.rental.car@gmail.com